

市税の現状について

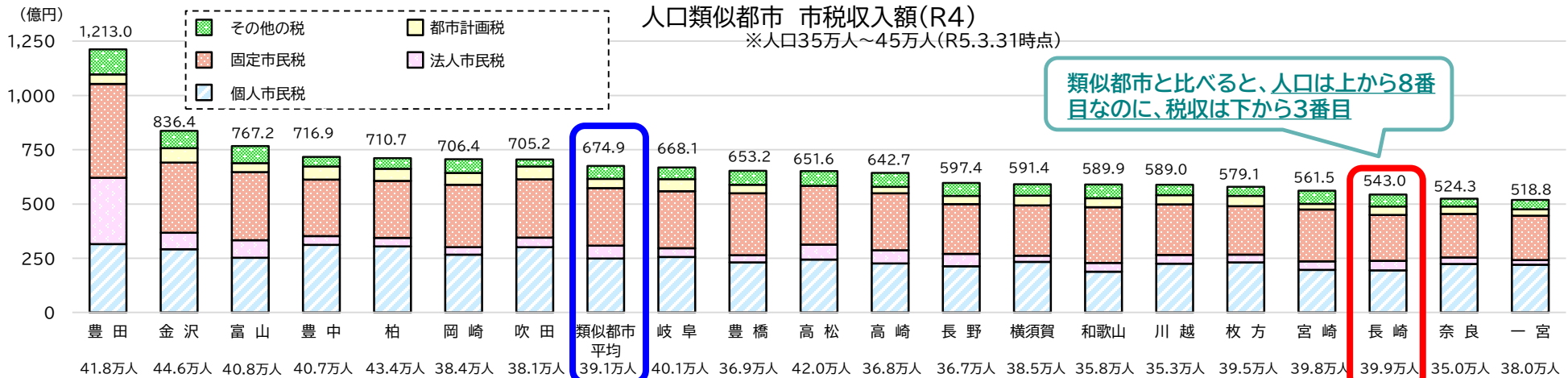
1 はじめに

市税は、教育、福祉、道の整備など、私たちの生活に直結したさまざまな事業を進めるために使われています。令和4年度に市に納付された市税は543億円で、市の歳入全体(2,382億円)の22.8%を占める貴重な財源となっていますが、今後、人口減少や高齢化の影響により市税収入は減少していくことが見込まれます。

こうしたことから、市では、令和5年度から宿泊税を導入するなど、新たな財源の確保に取り組んでいます。また、納期内にきちんと納めている人との公平性を確保するため、法に基づき滞納処分を行うなど滞納額の縮減に努めています。

2 現状

(1) 他の自治体と比べて税収って多い？少ない？



●なぜ税収が少ないの？

個人市民税

- ・税の対象者が平均より約9千人少ない
- ・給与所得者数が平均より少ない (15番目/20市)
- ・給与収入0～300万円の階層の割合が平均よりも多い

固定資産税

宅地面積が平均より狭く、
家屋の床面積も小さい

他の類似都市と比べ、条件が不利であるからこそ・・・

ひとりひとりの確実な納付が重要です

- ・納期内納付にご協力ください
- ・スマホ決済アプリ、コンビニなど、さまざまな納付方法に対応しています
- ・悪質な滞納者へは、より厳正な処分を検討し、毅然とした態度で滞納処分を進めていきます
- ・事情により納付が困難な場合は必ず相談してください

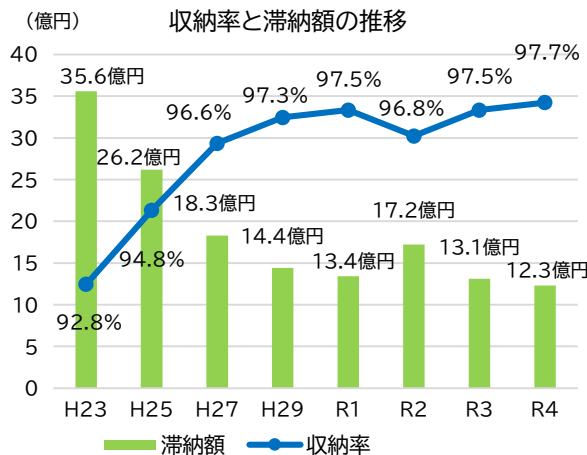
※「滞納処分」とは、市税を納付していただけない場合などに、法に基づき財産の差押えを行い、公売などをして、市税に充てることをいいます

2 現状

(2) 収納率ってどのくらいなの？

※「収納率」とは、納税されるべき額のうち、実際に納付された額の割合のことをいいます

※「滞納」とは、納税者が納期限までに市税を納付していないため、督促状が送られた状態のことをいいます



収納率は上がっています
H23と比べると**4.9ポイント増**
これは税収に換算すると**25億円分**

それでも

収納率を中核市で比較すると..
44位/62市 (R4決算)

滞納額は減っています
収納率アップに伴い年々減少し、
H23と比べると**1/3に縮減**

それでも

12.3億円は滞納のまま..

**収納率をもっと上げる
ことで、滞納額を減ら
したい!**

(3) どうやって収納率を上げていくの？

R4課税対象者の
納付状況を分析

納期内納付
193,300人
(74.1%)

督促、催告後納付
56,200人
(21.5%)

滞納者
11,500人
(4.4%)

**ほとんどの方(全体の75%)に納期
内に納付いただいています
ご協力ありがとうございます!**

納付されてはいますが...

督促、催告にも人とお金が必要です
これらがすべて納期内納付となれば、
郵送料など約3千万円縮減となります

**滞納者はわずか(全体の4.4%)でも、
滞納額は12.3億円に**

**督促、催告をしても、納付しない方も
います**

**「うっかり」滞納を防ぐためにも、
口座振替がオススメです**

- ・金融機関でのお申込み
- ・市窓口(収納課)でのお申込み
- ・スマホ、パソコンでのお申込み

徴収体制をさらに強化します

滞納処分の早期判断・早期解決に
つなげていきます

これらの取組みにより
収納率を上げ、増えた
税収は市民サービスの
向上に活用!!

**事情により納付が困
難な場合は、放置せず
ご相談ください**

※納期限の延長、分割納
付などが受けられる場
合があります

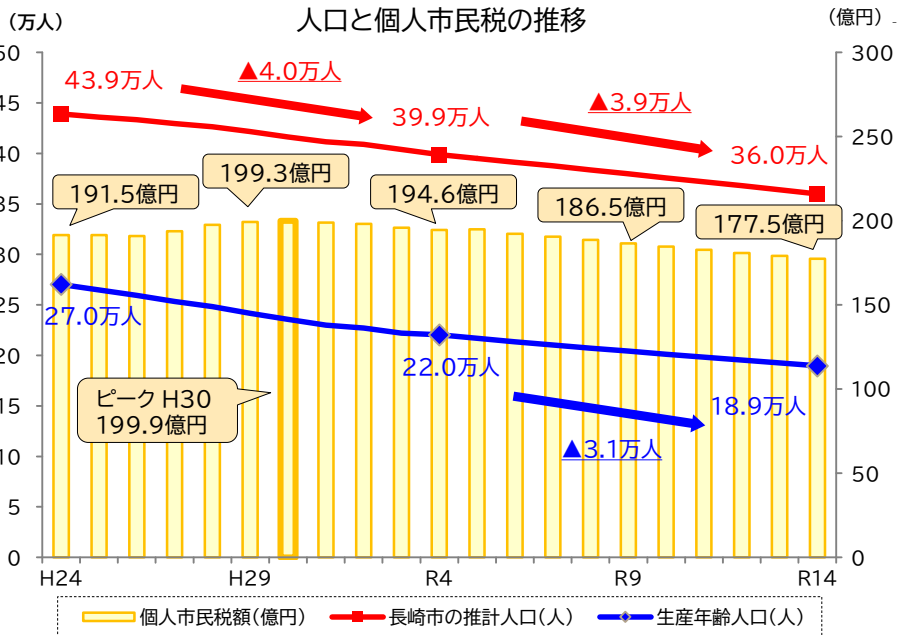
3 参考

(1) 人口減少と個人市民税への影響

個人市民税は、市民サービスの財源を、住民みんなで支え合う「地域社会の会費」のような性格を持つ大切な税です。

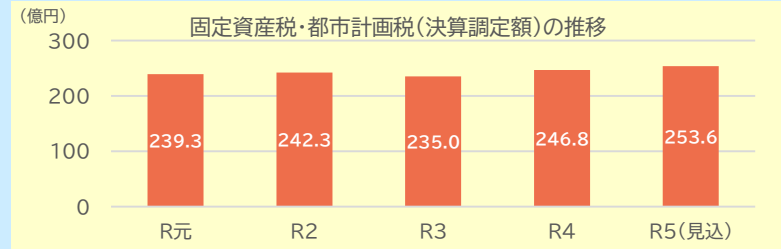
- ・長崎市人口 過去10年間 ▲4.0万人
 今後10年間 ▲3.9万人(推計)
 このうち生産年齢人口 ▲3.1万人
- ・個人市民税の課税額
 平成30年度の199.9億円がピーク
 令和14年度には177.5億円まで減少の見込み

20年で
7.9万人減!?



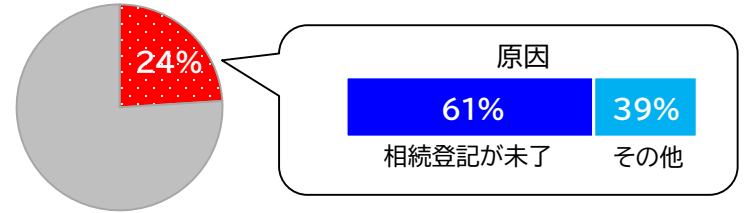
(2) 固定資産税と都市計画税

固定資産税と都市計画税は、土地や家屋などの所有者が納めるもので、景気に左右されにくく比較的安定した税です。



一方、土地の相続などの際に相続登記が行われぬなどの理由で、誰が所有者なのか分からない土地が全国的に増加

全国における所有者不明土地の割合(R4国土交通省調査)



相続人を特定できず、固定資産税等の納付につながらないケースが今後増加の見込み

所有者不明土地の問題がこれ以上深刻化する前に...

・相続登記の申請をお願いします

※令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されます

・相続登記でご不明な点は、長崎地方法務局へご相談ください

電話:095-826-8127

HP: <https://houmukyoku.moj.go.jp/nagasaki/index.html>

